

## 英国(イギリス)の法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)の領土は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド等から成る。法体系は、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドというように3つの法域ごとに異なる<sup>2</sup>。日本で「イギリス法」とか「英国法」と呼ばれるのは、主に上記①の「イングランド及びウェールズ」の法体系を指すことが多い。本稿でも、この「イングランド及びウェールズ」(以下「イギリス」という)の法体系(以下「イギリス法」という)を、主な検討対象とする。

イギリス法は、現在のドイツにあたる地域から渡って来たゲルマン人により発展させられてきたものであり、ゲルマン法(アングロ・サクソン法)の流れに位置づけられる。イギリス法は、大英帝国により世界中の植民地に伝播し、アメリカ合衆国(ルイジアナ州を除く)を初めとするコモン・ロー(common law)諸国の法制度の基礎を形作っている。今日においても、イギリス法の判例集に掲載された判例が、旧植民地である国・地域において、説得的な権威性のあるものとして引用されることが少なからずある。

ウェールズ、スコットランド及びアイルランドは、ケルト系先住民の国であったが、ノルマン人による征服等を受けて、様々な民族、言語、文化が入り混じった地域となり、イングランドとは異なる歴史を歩んで来て、今日に至っている。

ウェールズは、1536年に正式にイングランドに併合され、イングランドと同一の法体系が形成されるようになった。2006年ウェールズ政府法(Government of Wales Act 2006)により、ウェールズ議会に独立した立法権が認められるようになったが、民事及び刑事の裁判所により形成された法体系は、イングランドとウェールズとで共通のままである。なお、ウェールズ語は、ウェールズの公共の領域において、英語と同等に扱われる地位が認められている。

スコットランドは、もともとはコモン・ローによる裁判が発達していたが、イングリ

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士(法学)。BLJ法律事務所(<https://www.bizlawjapan.com/>)代表。

<sup>2</sup> 海外領土や王室属領においても、独自の法体系が存在する。海外領土の例として、英領ケイマン諸島や英領ヴァージン諸島は独自の法体系を有しており、タックス・ヘイブン(tax haven)として知られてきた。

ドに対抗するためにフランスと同盟したり、多くの法曹がフランスやオランダに留学したりしたこと等から、次第に大陸法の影響が強くなっていった。しかし、1707年連合法（Act of Union 1707）により、スコットランドとイングランドは再び1つとなったことから、またコモン・ローの影響が強くなっている。このように、歴史的にコモン・ローと大陸法の両方の影響を受けていることが、スコットランドの独特の法体系を形作っている。

アイルランドは、12世紀にイングランドによる侵略を受けたが、その後、アイルランドでも、古来の慣習を重視するコモン・ローによる裁判が根付くようになった。アイルランドにいたケルト系先住民の多くがカトリックに改宗したが、プロテスタントの国教会を樹立していたイングランドからは様々な点で迫害・抑圧され、ついには1800年にインドランドに併合されるに至った。1920年のアイルランド統治法により、アイルランドは南北に分割され、アイルランド北部の6州は連合王国にとどまるが、南部の26州は違う道を歩み、1949年に「アイルランド共和国」として独立を果たすことになった。北アイルランドでは、アイルランド統治法により、広範な自主権が付与され、独自の法体系が確立されるようになった。

以上のように、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドという3つの地域が異なる法体系を有するが、これら3つの地域全てに適用される法律（「会社法」等）もあることに留意が必要である。

## II 憲法

イギリスには、他の多くの国とは異なり、統治機構や国民の人権について体系的に規定した成文憲法典が存在しない。実質的意味の憲法は、マグナ・カルタ（1215年）、権利請願（1628年）、権利章典（1689年）等の文書、コモン・ロー、議会の制定法、慣例等から構成されている。イギリスの実質的意味での憲法を知るには、イギリスの歴史を遡る必要がある。イギリスでは、1066年にウィリアム大王がイングランドを征服して以来、キリスト教の影響を強く受け、法は「神の意志」であり、「国王といえども、神と法の下にある」と考えられるようになった。「コモン・ロー」という表現には、上記のような自然法的な意味合いが含まれているといえよう<sup>3</sup>。

### 1 統治機構

イギリスでは、伝統的に、「国家」という概念が弱く、むしろ、「国王」の権力をいかに制限し議会がそれを奪い取るかという「議会主権」の考えが強くあった。その結果、国王に形式的には属する権力を、各国家機構が実質的に行使するという「立憲君主制」が採られてきた。その結果、「国王は、君臨すれども統治せず」という不文律が憲法を構成するようになった。また、イギリスでは、伝統的に、国王、貴族院、庶民院が抑制均衡を図るこ

<sup>3</sup> 『イギリス法入門〔第2版〕』（田島裕著、信山社、2009年）4頁。

とにより市民の自由と権利を守るべきという考えが重視されてきたが、立法権と司法権が厳格に分立されておらず、議会在司法的機能を果たしてきたという長い歴史を有する。

上記と比べて、「内閣」の歴史は比較的新しい。もともとは 17 世紀後半に、枢密顧問官が国の方針を話し合って会議で決めていたが、次第に国王が会議に出席しなくなり、ウォルポールが閣議を主宰するようになって、次第に「首相」の地位を有するようになり、「議院内閣制」が確立されていった。

2005 年の「憲法改革法」(Constitutional Reform Act 2005)により、最高裁判所としての貴族院は廃止され、「連合王国最高裁判所」(Supreme Court of the United Kingdom)が 2009 年 10 月 1 日より新設され、また、古来より多大な権限を有していた大法官 (Lord Chancellor) は主に法務大臣としての役割のみを果たすことになった。

## 2 人権

前述したように、イギリスには、人権について体系的に規定した成文憲法典は存在しなかった。しかし、1998 年人権法 (Human Rights Act 1998) の制定により、イギリスの公的機関はヨーロッパ人権条約に適合することが義務付けられた。1998 年人権法により、ヨーロッパ人権条約に定められた人権、例えば、拷問の禁止、集会・結社の自由、差別の禁止等、多くの人権が保障される。

## 3 法令及び判決例

イギリス法は基本的に判例法から成っている。「イギリス法は、裁判によってその存在が確認された慣習法の集合体である」<sup>4</sup>という言葉は、イギリス法の特徴をよく表現しているといえよう。成文法を主とする日本の法体系を学んだ者にとっては、判例法を中心とするイギリス法には、とっつきにくい面があることは否定できない。最近では、イギリス法においても、制定法が増加する傾向にあるが、網羅的・体系的なものとはなっていない。

イギリスでは、ある事件において過去に下された判決は、その後の類似の事件において、法源となり、同様の判決が下されなければならないという「先例拘束性」(stare decisis)の原理が採用されている。但し、先例たる判決の中で規範的効力があるのは「判決理由」(ratio decidendi)の部分であり、「傍論」(obiter dictum)の部分ではないこと、過去の先例は必ずしも判例集として整備されていないこと、議会の制定する法律により過去の先例につき修正等の変更を加えることができること、合理的な理由を説明することができれば必ずしも先例に従わなくてもよいこと、先例拘束性の原理は主にコモン・ローについてのものであること等に留意する必要がある。

他方、エクイティ (equity) とは、「衡平法」とも呼ばれ、コモン・ローで解決されない欠陥に適用され、裁量的に救済することで発達した法準則である。

イギリスの法令の調査方法としては、「Halsbury's Statutes of England and Wales」等

---

<sup>4</sup> 田島・前掲書 2 頁。

の紙媒体の資料によることのほか、「legislation.gov.uk」等のウェブサイト (<http://www.legislation.gov.uk/>) においてインターネットを通じて無料で調査することができる。

また、イギリスの判例の調査方法としては、「Law Reports」や「All England Law Reports」等の紙媒体の資料によることのほか、「BAILII」等のウェブサイト (<http://www.bailii.org/>) においてインターネットを通じて無料で調査することができる。

#### 4 欧州連合 (EU) の影響

連合王国は欧州連合 (EU) に加盟しており、イギリスを含む連合王国の法制度は、近時、ますます、EU の影響を強く受けるようになってきている。前述した「憲法改革法」は、EU 法は、イギリス法よりも上位に位置づけられる (「EU 法の優位性」)。

### III 民法

イギリスには、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い。コモン・ローにより形成されたイギリスの民法を説明する場合、一応、以下のように、「不法行為法」、「契約法」及び「財産法」に分けることが理解に資するであろう<sup>5</sup>。

#### 1 不法行為法

「不法侵害」(trespass) という概念には、民事・刑事を問わず、全ての侵害行為を含んでいた。不法侵害は、原則として、「故意」(intention) を要件とするが、近時の不法侵害の多くは「過失」(negligence) により認められたものである。相当な注意を払うべきであったのに払わなかった場合に「過失」が成立するが、十分な注意を払ったことを立証すれば「過失」責任を免れる。原因と結果の間には「因果関係」が必要であるが、因果関係が「近い」か「遠い」かによって、責任の有無が異なってくる。被害者の「同意」があった場合には責任が免除される。被害者の「寄与」があったにすぎない場合は、当然に責任が否定されるのではなく、損害賠償額の算定に影響することがあるにすぎない。共同不法行為については、原則として、少なくとも一部の行為につき実際に加担したことが必要であるが、「共謀」があった場合は、実際の加担行為が無くても共同不法行為が成立する。

#### 2 契約法

イギリスでは、古い時代には、正式な捺印証書 (deed) が作成されていなければ、契約違反の訴訟を提起することはできなかった。しかし、その後の判例により、口頭での約束に違反した場合であっても、契約違反の訴訟を提起することが認められるようになった。

イギリスでは「意思主義」が採られており、契約は両当事者の合意、即ち「申込」(offer)

<sup>5</sup> 田島・前掲書 21 頁以下にならった。以降の本文の説明においても、同書を参照した。

と「承諾」(acceptance)によって成立する。一方当事者が契約に「負担付条件」や「異常な条件」を付けていた場合、他方当事者に説明して明示的な同意を得ていなければ、合意があったとはいえない。また、借地権設定契約、贈与契約、割賦販売契約等は、要式契約であるとされている。

前述のとおり、契約の成立には、必ずしも書面による必要はなく、口頭の約束でも足りる。しかし、両当事者間で合意があったといえるかどうか、裁判所で争われることも多い。もし捺印証書によって契約が締結されたときは、裁判所は、それを有力な証拠であると考えて契約の成立を認めるのが通常である。しかし、裁判所は、捺印証書がない場合であっても、「約因」(consideration)があれば、両当事者の合意、即ち、契約の成立を認めてきた。「約因」とは、「受約者が約束者に利益を与えるか、または約束者が不利益を被ること」、または「約束者に対し受約者が支払う対価」をいう<sup>6</sup>。裁判所は、實際上、極めて少額の約因であっても有効な約因であると認めてきた。

イギリスの1677年詐欺防止法(Statutes of Frauds and Perjuries)により、詐欺の訴訟を提起するためには、何らかの書面が残っている必要があるとされた。しかし、これでは、詐欺の被害者を救済できないケースも生じるため、契約の一方当事者に、黙示的保証義務や重要事項説明義務を負わせて、詐欺の被害者の救済が図られてきた。詐欺の被害者の救済は、エクイティの裁判所においては、不実表示の法理や禁反言の原則により図られてきた。

なお、イギリスでは、「法人擬制説」が採られており、法人は、法律で認められた範囲のみ契約を締結することができる。

### 3 財産法

ローマ法では、土地所有権は、絶対的排他的な権利であると考えられたが、イギリス法では、国王が土地を封土し、受封者が土地保有態様(tenure)の条件を満たしている限りにおいて、土地の自由な使用と収益を認めるものとされた。イギリスで土地の自由な処分が認められるようになったのは、16世紀以降になってからであった<sup>7</sup>。

上記のような古い制度は、1925年の財産権に関する諸法律により近代化された。例えば、土地登記法により、一部の地域では登記が強制されるようになった。イギリスでは、建物を土地とは別個の不動産とは考えないため、建物登記の制度は無い。不動産賃貸借については、賃借人を保護するためのいくつかの立法措置がなされている。

イギリスでは、中世の封建的な土地保有制度を回避する等の目的のため、エクイティの法たる「信託法」が発達した。現代のイギリスにおいては、信託法は、ますます適用範囲を広げ、重要性を増して、広く利用されている。

---

<sup>6</sup> 田島・前掲書 47 頁。

<sup>7</sup> 田島・前掲書 67 頁。

#### IV 商法・会社法

イギリスでは、民法と商法は截然と区別されているわけではなく、便宜上の区別であるにすぎない。

2006年会社法（Companies Act of 2006）が2009年10月1日から全面的に施行されるようになり、それまでの1985年会社法は廃止された。

イギリスにおける事業運営の形態としては、会社のほかに、個人事業、パートナーシップ、有限責任事業組合もあるが、その中でも会社は最も重要なものである。会社は、無限責任会社と有限責任会社に分けられ、また、有限責任会社は公開会社と非公開会社に分けられる。公開会社たる有限責任会社は、社名の末尾を「public limited company」または「p.l.c.」としなければならない。非公開会社たる有限責任会社は、社名の末尾を「limited」または「ltd」とししなければならない。

また、海上輸送による国際貿易を積極的に行ってきたイギリスでは、「海商法」や「保険法」が著しく発達している。

#### V 民事訴訟法

コモン・ローを発展させてきたイギリスでは、裁判が法律を生み出してきたといえ、その意味でも、イギリスの訴訟手続法は極めて重要である。

イギリスでは、歴史的に、陪審制が重要な役割を果たしてきた。今日のイギリスの民事訴訟では、詐欺、名誉毀損、悪意による訴訟、不法拘置という4つの事案において陪審制が行われるだけとなっている。イギリスにおける陪審制は、一般人にも分かりやすくするためのコモン・ローの重視、陪審員である一般人の拘束期間を短くするための迅速な裁判、一般人でも審理を理解しやすくするための当事者主義、直接主義、口頭主義、伝聞法則等の手続法上の諸原理を生み出していった。

裁判による救済としては、コモン・ローでは金銭賠償が原則であるのに対し、エクイティでは差止命令及び特定履行が原則である。不法行為に基づく損害賠償請求訴訟では、懲罰的賠償が認められることがある（例えば、実際の損害額の3倍の賠償を認める等）。

イギリスでは、一定期間を経過するともはや権利を行使できなくなるという消滅時効は、実体法上の制度ではなく、むしろ「出訴期限」を意味する手続法的概念である。

#### VI 刑事法

イギリスでは、刑事法と民事法の境界はあいまいであり、犯罪と不法行為の区別もあまりはっきりしない。刑事法についても、民事法と同様、コモン・ローがその中心をなしてきた。過去には、刑法を成文法典化しようとの声もあったが、いまだに実現はしていない。

しかし、判例の足りない部分を補うために、個別の法律が制定されることもある。イギリスにおいても、「罪刑法定主義」は重要な原則であると認識されており、コモン・ロー又は制定法によって、犯罪構成要件は厳密に規定されていると考えられている。

個別の犯罪類型は日本のものとそれほど大きな違いがあるわけではないが、「theft」という言葉には、日本語の「窃盗」だけでなく、他人の財物を奪う全ての行為が含まれることに留意する必要がある。また、「裁判所侮辱罪」には、法廷で裁判官を侮辱する等の行為だけでなく、新聞等で裁判を批判することも含まれる。

身柄を拘束された被疑者は、事務弁護士 (solicitor) を選任して相談し、取調べに立ち会わせることができる。

捜査を終えた警察は、「公訴官」(事務弁護士の中から選任される) に事件を引き継ぐ。イギリスでは、法曹一元制が採られており、大陸法におけるような意味での「検察官」はいない。

起訴後、被告人は、法廷弁護士 (barrister) に弁護を依頼することができる。法廷弁護士は、起訴前に被疑者により選任された事務弁護士から、事件の引継ぎを受ける。

## VII 参考資料

以上、イギリス法の概要を簡単に紹介してきたが、イギリス法については、ドイツ法やフランス法と同様、他の外国法の場合と比べ、圧倒的に多くの日本語の文献・論文等が、さまざまな法分野において公表されている。

本稿を読んで、イギリス法全般をさらに詳しく知りたいと思った読者には、『イギリス法入門 [第2版]』(田島裕著、信山社、2009年)が、最新の内容が盛り込まれており、分量としても多すぎず、便利であろう。また、とくに法令・判決例の調査方法及び英文契約書等のドラフティングとの関連については、『イギリス法律英語の基礎』(杉浦保友著、LexisNexis、2009年)が最新かつ実務的である。

イギリス法を研究すると、日本法では「常識」・「当然」とみなされていることが、実は全くそうではないことを痛切に思い知らされるであろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.40 No.12』(国際商事法研究所、2012年、原題は「世界の法制度 [欧州編] 第3回 イギリス」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。